

2008年11月6日 全2頁

空売りポジション報告 についての東証の対応

制度調査部
横山 淳

[要約]

- 2008年11月4日、東証は「空売り残高情報等の提供方法及び当取引所における公表方法について」を発表した。
- この中で、東証は、投資家が証券会社に空売り残高情報を報告する際のサンプル・フォーマットなどを示している。
- また、11月11日以降、東証のホームページ上で「空売りをした指定有価証券に係る残高情報」を公表する旨を明らかにしている。

○2008年10月31日、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第69号）と「金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する有価証券を指定する件」（金融庁告示第67号）¹が公布・告示された。

○これにより、原則、発行済株式総数の0.25%以上、かつ、50売買単位超の空売りポジションを保有することとなる場合（及びその後の変動について）に空売りポジション情報（残高情報）の報告義務が11月7日から適用されることになる。

○これを受けて、11月4日、東京証券取引所（以下、東証）は「空売り残高情報等の提供方法及び当取引所における公表方法について」を発表した²。

○この中で東証は、11月7日にスタートする空売り残高情報等の報告について、次の点を明らかにしている。

- ①投資家が取引参加者（証券会社）に残高情報等を提供する際の書式など
- ②東証における残高情報の公表方法

○①については、次のA及びBの内容に分けて、情報提供を行うこととしている。また、東証は提出する際のフォーマット例（サンプル・フォーマット）も示している³。

¹ 2008年10月31日付官報号外特第18号に掲載されている。なお、その内容は、金融庁のウェブサイトにも掲載されている（<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081031-7.html>）。拙稿「空売りポジションの報告義務に関する内閣府令・告示」（2008年11月4日付レポート）参照。

² 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/200811/081104_j.html）に掲載されている。

³ 注2の東証のウェブサイトからリンクが貼られている。

A (空売りをした指定有価証券に係る残高情報)	B (商号、名称又は氏名及び住所又は所在地)
<ul style="list-style-type: none"> ●商号、名称又は氏名【同府令(※1)第15条の3第1項第1号】 ●住所又は所在地(個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名)【同府令第15条の3第1項第2号】 ●銘柄(銘柄コードを含む)【同府令第15条の3第1項第4号】 ●残高割合の計算年月日【同府令第15条の3第1項第5号】 ●残高数量、空売り残高売買単位数【同府令第15条の3第1項第6号】 ●残高割合【同府令第15条の3第1項第7号】 <p>※信託業を営む者が信託財産の運用として行った空売りである場合等については同府令で定める事項を記載してください。【同府令第15条の3第1項第3号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商号、名称又は氏名 ●住所又は所在地(□個人の場合であってもすべて記載してください。)【同府令第15条の2第4項】

(出所) 東京証券取引所 (http://www.tse.or.jp/news/200811/081104_j.html)

(※1) 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」のこと

○前記②については、11月11日から東証ホームページ上で「空売りをした指定有価証券に係る残高情報」の公表を行うとしている⁴。これは空売り残高情報の報告制度の適用開始が11月7日で、報告期限が翌々営業日の午前10時とされていることを受けたものであろう(11月11日は11月7日の2営業日後)。

○加えて、『前営業日に掲載した「空売りをした指定有価証券に係る残高情報」については、当取引所の公衆縦覧スペース(インフォメーション・テラス)においても公表する』としている。

⁴ 掲載場所について東証は、『「マーケット情報」→「公衆縦覧書類」→「空売りの残高に関する情報」』に、前記AのファイルについてZIPファイル形式で掲載するとしている。